

必ず  
読んでね



## 9月は第3期分の納期 固定資産税・都市計画税

固納税課  
(☎6384・1283 ☎6368・7344)

納税は、便利で確実な口座振替か自動払込  
を利用してください。

## 小学校就学時 健康診断

固保健給食室  
(朝日町 ☎6155・8152 ☎6383・6017)

☎10月13日(火)～12月4日(金)。詳しくは市ホーム  
ページで確認できます。

▶対象 来年4月に小学校へ入学する  
平成26年4月2日～27年4月1日生  
まれの幼児。対象児の保護者に10  
月初旬に案内を送ります。10月12  
日(月)までに届かない場合は同室へ。



小学校就学時健康診断のページ

## ひとり親家庭医療証の更新を

固子育て給付課  
(☎6384・1470 ☎6368・7349)

現在の同証の有効期限は10月31日(土)です。  
9月30日(木)までに同課で更新手続きをしてく  
ださい。児童扶養手当の現況届提出時に手続  
き済みの人は不要です。

## 指定難病・特定疾患に 給付金

固障がい福祉室  
(☎6384・1347 ☎6385・1031)

対象者に3万2400円を支給します。▶対象  
市内在住で指定難病か特定疾患にかかっている市・府  
民税非課税の人。吹田市障がい者福祉年金の受給資格  
者は除く。▶申し込み 9月1日(火)～30日(木)に  
特定医療費(指定難病)受給者証か特定疾患医療受給  
者証、印鑑、本人名義の銀行通帳を持って、障がい  
福祉室か障がい者相談支援センターへ。今年1月1日  
現在、市外に住んでいた人は、令和2年度非課税証明  
書など課税状況を確認できるものが必要。特定疾患  
登録証では申請できません。

## 留守家庭児童育成室 4月からの入室受け付けを開始

固放課後子ども育成課  
(☎6384・1599 ☎6368・7349)

月～金曜日の放課後と第4土曜日に、小学校  
で指導員が保育を行います。現在利用している  
児童も申請が必要。▶対象 保護者が放課後の  
時間帯に保育ができず、家族などほかに保育  
できる人がいない小学1年～4年生。▶申し  
込み 同課や留守家庭児童育成室、出張所など  
で配布する所定の用紙を9月23日(火)～11月30  
日(月)に同課へ。当日消印有効。所定の用紙は  
市ホームページでダウンロードできます。

## 重度障がい者医療証の更新

固障がい福祉室  
(☎6170・4816 ☎6385・1031)

10月までの同証を持っていて11月以降も対  
象となる人には、10月下旬に新しい医療証を送  
ります。更新手続きは不要。

手続きが必要な人 ◇今年1月1日現在市外に住  
んでいた人＝前年の所得が確認できる所得証明  
書の提出が必要。◇障がい者手帳の有効期  
限が過ぎている人、次回判定年月か再認定期  
間が到来している人＝手帳の更新手続きをし  
てください。

また、国民健康保険から社会保険になった  
人、転職などで健康保険証が変わった人は、  
同室へ連絡してください。

## マイナポイントの申請には マイナンバーカードが必要

固マイナンバーカードコールセンター  
(☎6318・7775) か 市民課 (☎6368・  
7346)。

同カードは、申請から受け取りまで約2か月  
かかります。早めの申請をお願いします。

## 新型コロナウイルス感染症に関する 相談窓口を設置しています

新型コロナ受診相談センター  
☎06・7178・1370 ☎06・6339・2058  
月～金曜日午前9時～午後5時30分  
時間外は ☎050・3531・5598

相談の目安 ◇息苦しさ(呼吸困難)、強いだる  
さ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれか  
がある場合。◇高齢者、妊婦、基礎疾患があ  
る人、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗  
がん剤などを使用している人で、比較的軽い  
風邪の症状がある場合。◇発熱や咳など比較  
的軽い風邪の症状が4日以上続く場合。

## 新型コロナウイルスから身を守るために 自己管理をしっかりと

十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度  
な運動を心がけ、免疫力を高めましょう。毎  
日体温を測定し健康状態を確認するとともに、  
万が一、感染が発覚したときに、まわりに感  
染を広げないために日頃から行動を記録する  
よう心がけてください。

## 住宅改修で固定資産税を減額

固資産税課 (☎6384・1247 ☎6368・7344)

翌年度分の固定資産税の減額が受けられます。減額対象面積や他の制度との重複不可などの適用条件が  
あります。詳しくは問い合わせてください。

▶対象 令和4年3月31日までにを行った以下の改修で、自己負担額が50万円を超えるもの。  
▶申し込み 工事完了後3か月以内に所定の用紙を同課へ。用紙は市ホームページからダウンロード  
できます。

省エネ改修 平成20年1月1日以前に建築した床面積が50～280㎡の住宅で、窓の  
複層ガラス・二重サッシ化などの窓の改修と床・天井・壁の断熱改修など省エネ基  
準に適合する工事。

バリアフリー改修 65歳以上、要介護・要支援認定を受けている人、障がい者のい  
ずれかが住んでいる床面積が50～280㎡の築10年以上の住宅で、廊下の拡幅や階  
段の勾配の緩和、浴室・トイレの改良、手すりの設置などの工事。

耐震改修 昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、耐震基準に適合する工事。

